

みんなで確認しよう避難先 原子力防災

広域避難のしおり

焼津市

はじめに

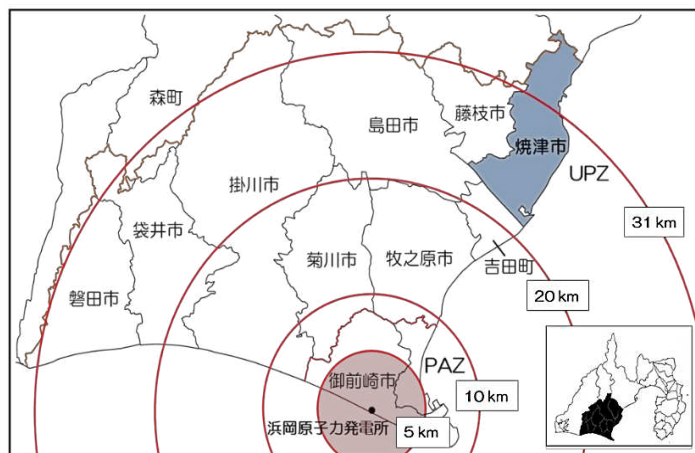
焼津市では、中部電力㈱浜岡原子力発電所における原子力災害にそなえるため、避難の判断基準や避難方法、避難先などを定めた「原子力災害広域避難計画」をつくりました。

このしおりは、万が一原子力災害が起きた場合に、どのような指示がだされ、どのように行動すればよいかをまとめた資料です。

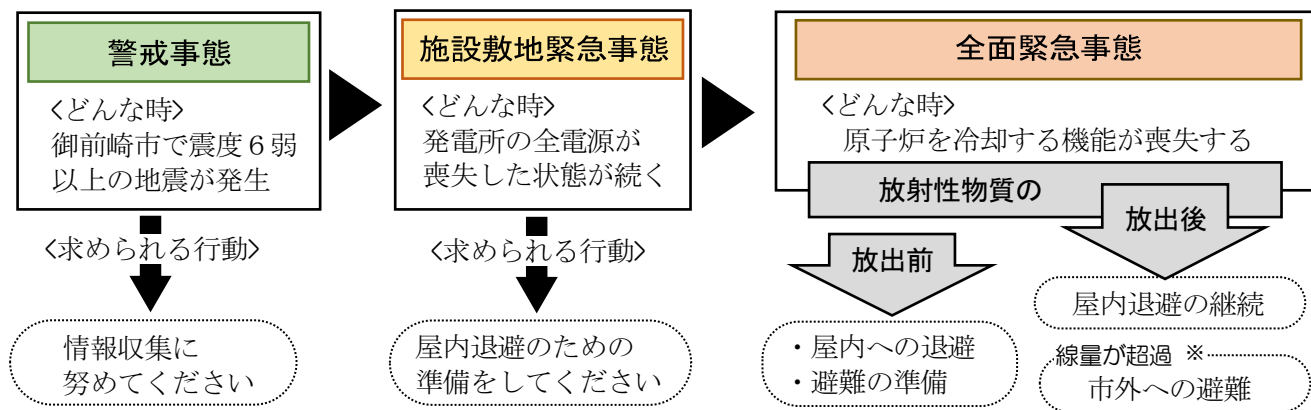
原子力災害に備えるための基礎知識

① 市内全域が避難などの対象範囲

原子力災害対策では、発電所からの距離が概ね 31 km 圏内の地域に対して重点的な対策がすすめられます。この 5 km～31 km 圏内の地域のことを『UPZ（緊急防護措置を準備する区域）』と呼びます。焼津市は多くがこの区域に含まれるため、市内全域を計画避難などの対象区域としています。



② 避難などの判断基準



※【避難などの判断基準】放射線モニタリングによる線量の実測値が、 $20 \mu\text{Sv/h}$ 超過で一時移転、 $500 \mu\text{Sv/h}$ 超過で避難の指示が出ます。それまでは、屋内退避を継続します。

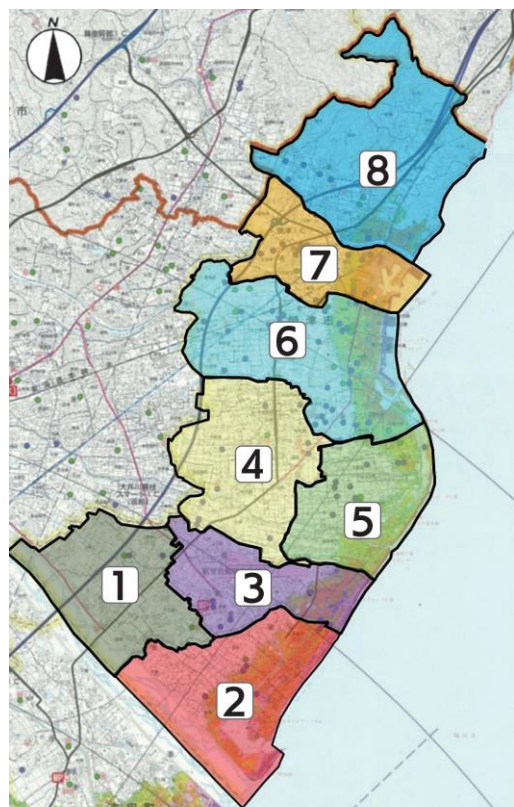
$\mu\text{Sv/h}$ （マイクロシーベルト/アワー）は、1 時間あたりの空間放射線量率の単位です。

避難の方法と避難先

① 避難指示は市内を8区域に分けて

原子力発電所で災害などが発生したときには、市内を8区域の避難単位に分けて、区域ごとに避難などの指示がだされます。

自治会別の避難の単位	
1	相川、西島、上泉、下江留、上新田、つつじ平
2	中島、飯淵、利右衛門、吉永、高新田
3	大井川東（宗高区、上小杉区、藤守区、下小杉区）
4	大富第18、大富第19、大富第20
5	和田第21、和田第22、港第23
6	焼津第1、焼津第2、豊田第8、豊田第9、豊田第10、小川第11、小川第12、小川第13、港第14
7	焼津第3、焼津第4、焼津第5、焼津第6、焼津第7
8	東益津第15、東益津第16、東益津第17



② 避難の手段は自家用車が基本となります

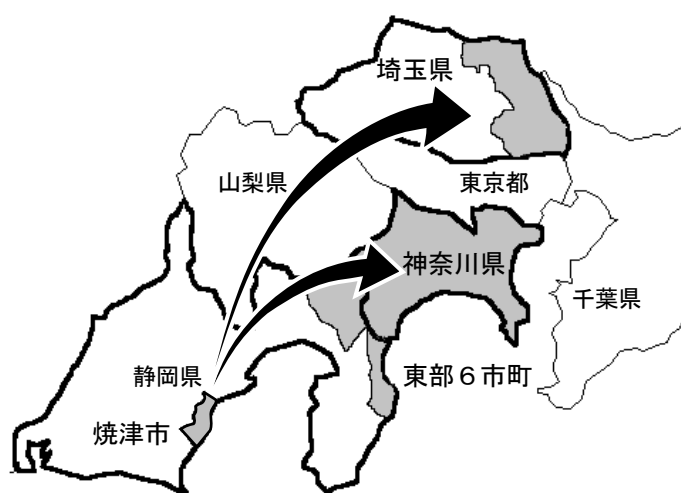
市外に避難するときには、原則として、自家用車で避難してください。
自家用車で避難ができない人は、地域の学校などに市が設置する「一時集合場所」から、バスなどで避難していただきます。

③ 避難先は自治会ごとに定められています

避難指示が出たときにはUPZ 圏外(発電所から31 km以上離れた場所)に避難することになります。
親戚や知人宅などに避難することもできますから、日頃から家庭内で相談することが重要です。
市の指定する避難先は、各自治会単位で避難先となる市町を定めています。
また、発生した災害の状況によって避難先が変わります。

<災害の内容と避難先>

各自で定めた避難 各自が用意した場所を避難先とする	UPZ圏外の 親戚や知人宅をはじめ ホテルや旅館など
市が指定した 避難先-1 原子力災害が単独で発生したとき	静岡県内の東部6市町 (三島市、裾野市、御殿場市、 小山町、熱海市、伊東市) 神奈川県(県内の全市町村)
市が指定した 避難先-2 大規模地震等との複合災害で、避難先1に避難ができないとき	埼玉県 (県内の指定された20市町)



<広域避難のイメージ>

原子力災害の発生から避難までの流れ

① まずは「屋内への退避」

原子力発電所で事故が発生すると、まずは「屋内退避」の指示がでます。自宅などに入り、できる限り外気に触れないよう、ドアや窓を全部閉めてください。

テレビやラジオ、防災行政無線などから情報を収集したり、避難先の確認をしてください。



② 市外への避難

原子力発電所から放射性物質が放出され、市内で一定以上の放射線量が測定されたときには、一時移転や避難の指示がでます。速やかに避難行動をはじめてください。

▶ 1 自家用車で「避難退域時検査場所」を目指してください

自家用車で避難を始めます。自家用車で避難ができない人は、「一時集合場所」で市が用意するバスなどに乗車します。

避難する全ての人は、最初の目的地として「避難退域時検査場所」を目指してください。



➤ 避難退域時検査場所の役割

避難する人が放射性物質に汚染されていないことを確認して「検査済証」を発行します。万が一、避難途中に放射性物質が付いたときには除染をします。

予定されている検査場所

主要道のパーキングエリアなど、次の候補場所から静岡県が開設します

- 東名の「日本坂」、「日本平」
- 新東名の「藤枝」、「静岡」
- 国道1号の「うぐいすパーキングエリア（藤枝市）」
- 静岡県工業技術研究所（静岡市）

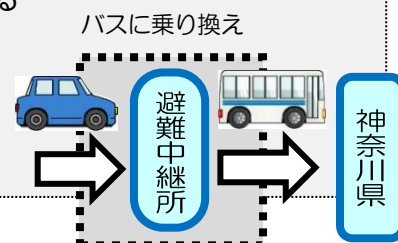
▶ 2 避難場所となる施設を案内する「避難経由所」に向かいます

「検査済証」を受け取ったら、避難先の市町に向かいます。

避難先の市町では、避難場所となる施設を案内する「避難経由所」が開設されますので、ここを次の目的地としてください。

➤ 神奈川県内に避難するときには途中でバスに乗り換える

避難先が神奈川県内に指定されている人は、静岡県東部に設置される「避難中継所」に向かいます。ここで、自家用車からバスに乗り換えて神奈川県内「避難経由所」に向かいます。



③ 避難するときに注意すること

原子力災害における避難についても、地震などでの避難と同様の準備が必要です。

電気のブレーカーを落す、ガスの元栓を閉める、となり近所への声かけなどをしてから避難します。非常持出し品として飲料水や食料、着替えなどを用意して避難先に向かってください。

原子力災害の発生から避難までの流れ

ステップ 1

屋内への退避

原子力発電所で緊急事態が発生

自宅での屋内退避

自宅に
戻ります

職場や学校など

◎ 情報収集や避難先の確認をします

※ 原子力発電所から放射性物質が放出された後でも、放射線モニタリングの値が判断基準を超過するまでは、屋内退避を継続します。(1 ページを参照してください)

ステップ 2

市外への避難の開始

市内からの避難指示

- 市内の放射線値が判断基準を超えたときに避難します
- 地域の避難単位ごとに避難指示がでます

自宅

- 原則は、自家用車で避難してください
- 自家用車で避難できない人は、バスなどで避難します

自家用車で避難できない人

【 親戚・知人宅などへの避難 】



一時集合場所



- 【 一時集合場所 】は、市内の地区ごとに、学校や公民館などに設置されます
- 【 避難退域時検査場所 】は、高速道路のパーキングエリアや、主要道沿いに設置されます



＜経由地＞ 避難退域時検査場所

- 放射性物質に汚染されていないことの「検査済証」の発行や、簡易除染を行います

【 市の指定した避難先 】

【 親戚・知人宅などへの避難 】

ステップ 3

避難先となる施設への移動

単独災害の場合 【 避難先 ① 】

複合災害の場合 【 避難先 ② 】

自家用車



避難中継所



県内東部6市町の避難経由所

神奈川県内の避難経由所

避難先の案内

避難先の案内

県内東部6市町

神奈川県内

避難先①に避難できない時の対応です



埼玉県内の避難経由所

避難先の案内

埼玉県内



各自で定めた避難先

◎ 原子力発電所から31 km以上離れたUPZ圏外の親戚・知人宅をはじめホテルや旅館などに避難することも可能です